

『2022
札幌市バリアフリー
基本構想（案）』
説明資料

令和3年(2021年)8月25日

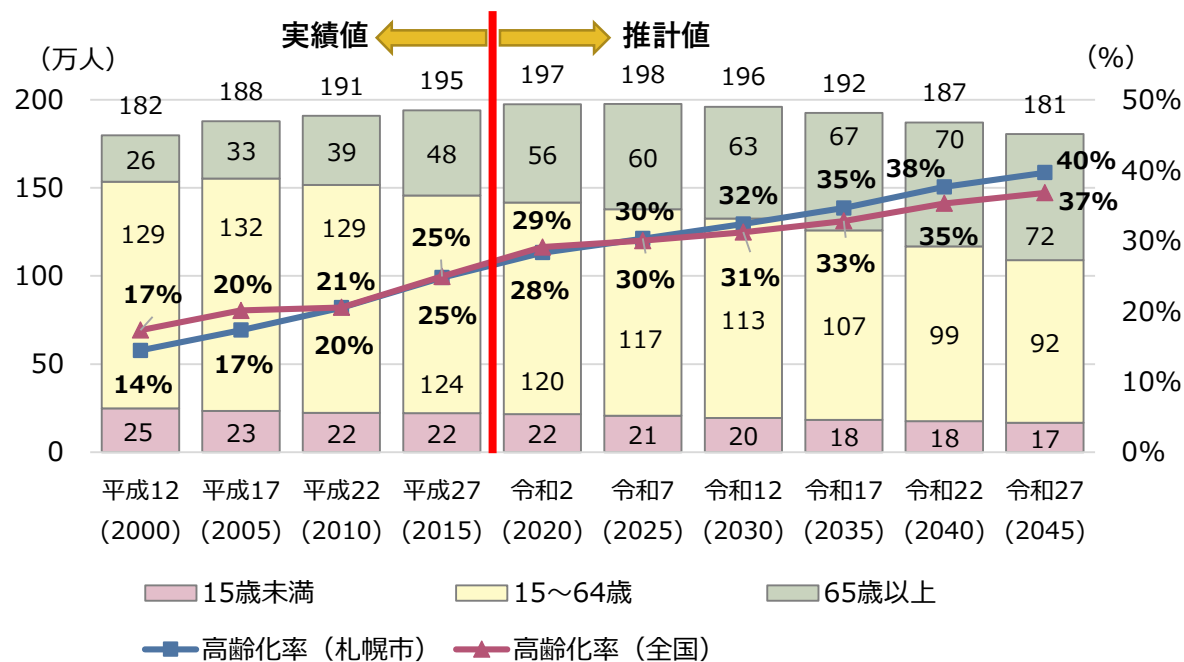
札幌市まちづくり政策局総合交通計画部
交通計画課

第1章 基本構想の目的

1-1 基本構想策定の背景

1-1-1 札幌市の概況

- 令和7年には市民の約3割が高齢者となり、全国平均よりも早いペースで高齢化。介護認定者や障がいのある方も増加傾向。
- 共生社会・一億総活躍社会を目指し、平成30年度・令和2年度にバリアフリー法が改正。
- 社会参加の促進や、すべての人が自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善・維持していくことが必要。



資料：平成27年までは国勢調査の実績値
令和2年以降は国立社会保障人口問題研究所の推計値

図 札幌市の人口の推移、全国と札幌市の高齢化率の推移

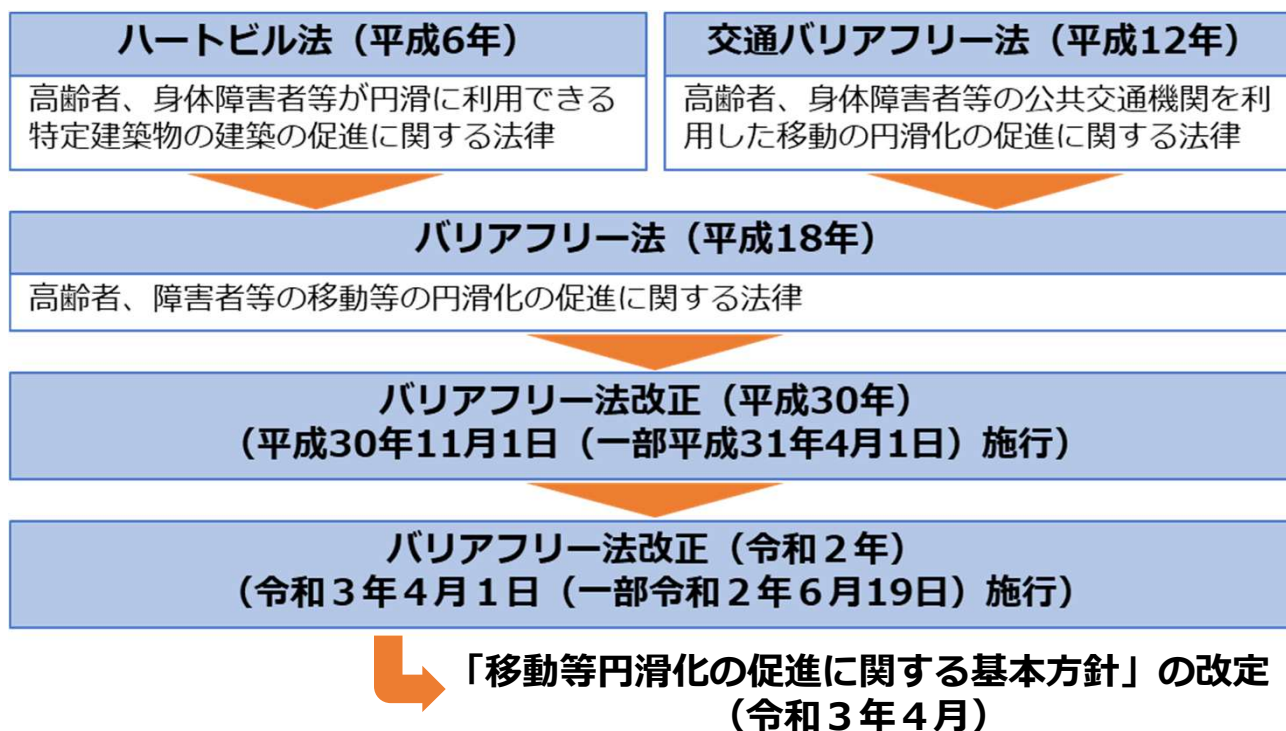
第1章 基本構想の目的

1-1 基本構想策定の背景

1-1-2 我が国におけるバリアフリー化の取組

●バリアフリー法の経緯

- 平成30年11月にバリアフリー法が改正され、理念規定に「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」が明確化。
- 令和3年4月には、「心のバリアフリー化」などのソフト対策を強化するため、公共交通事業者等に対する基準適合の義務化や、市町村による「心のバリアフリー」の推進などが明確化。



第1章 基本構想の目的

1-1 基本構想策定の背景

1-1-2 我が国におけるバリアフリー化の取組

●バリアフリー基本構想において定める主な事項

- 重点整備地区の位置及び区域
- 生活関連施設（旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等）及び生活関連経路
- 移動等円滑化のために実施すべき特定事業（公共交通、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、交通安全及び教育啓発）

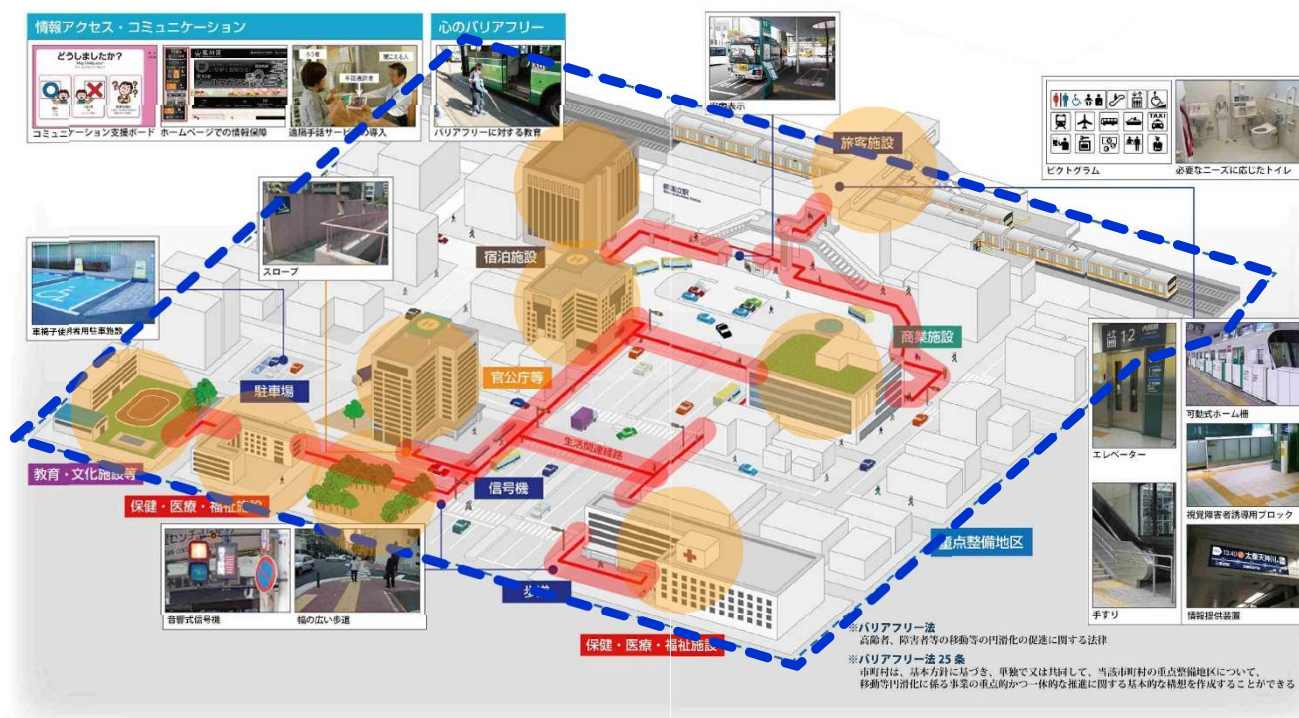


図 基本構想のイメージ図
(移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインより)

第1章 基本構想の目的

1-1 基本構想策定の背景

1-1-3 札幌市のバリアフリーに関するこれまでの取組

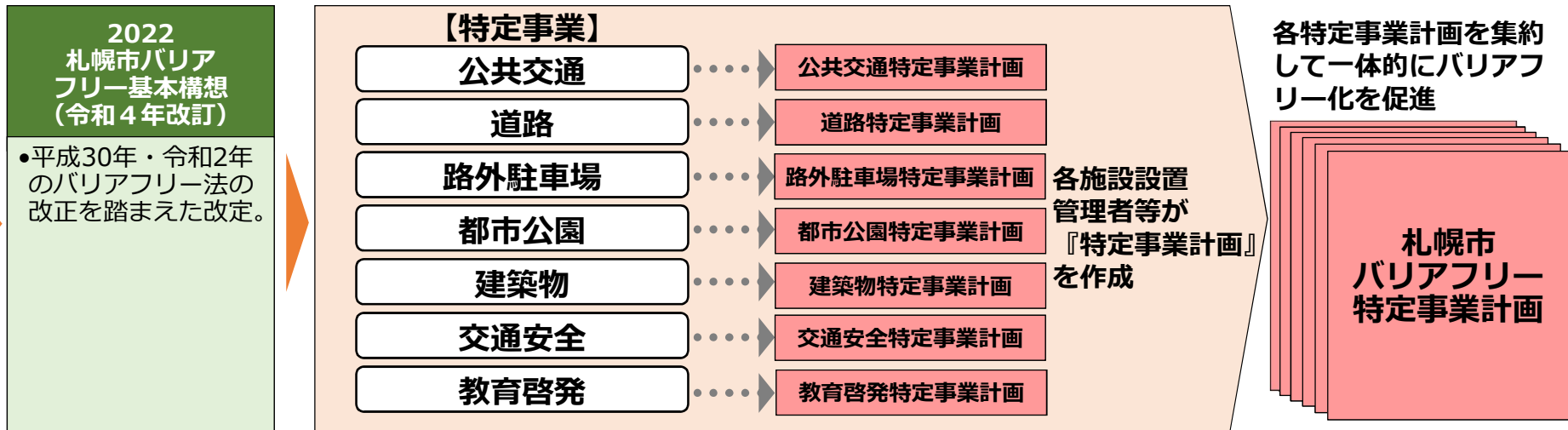
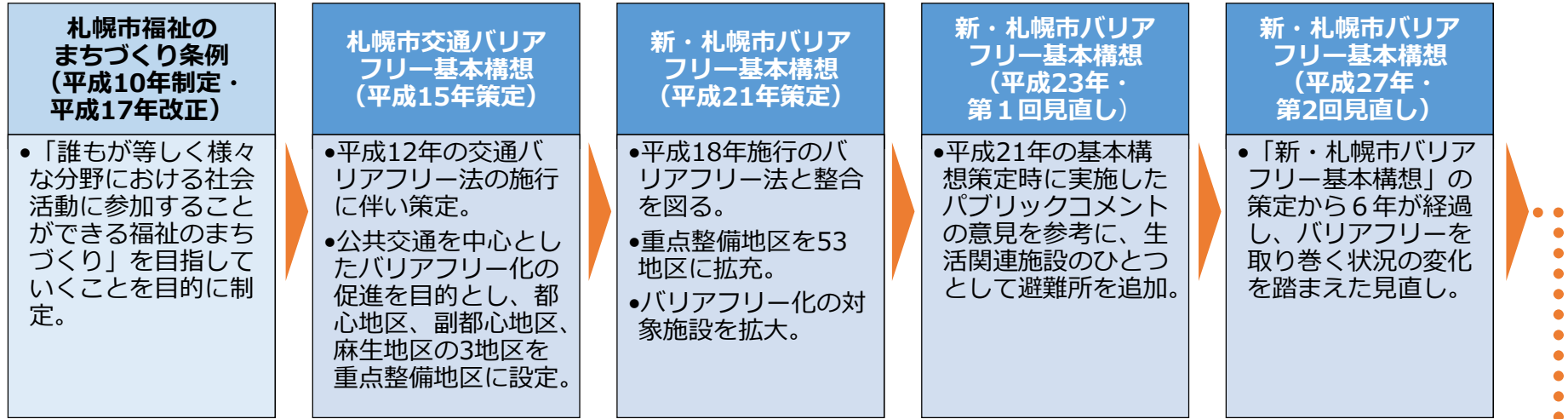


図 基本構想改定の経緯と特定事業計画

第2章 札幌市のバリアフリーに関する現状と課題

2-1 これまでの施設別整備状況

(1) 旅客施設

- 国の移動等円滑化に関する基本方針に基づき、1日当たりの平均利用者数が3,000人以上の鉄道駅・路面電車停留場・バスターミナルを対象。
- 札幌市営地下鉄では、平成23年度に46駅全ての地下鉄駅で整備が完了。現在は、バリアフリールートの変更の充実に向け、エレベーター等を設置。
- JR北海道では、令和元年度末で対象施設22駅のうち20駅で整備が完了。

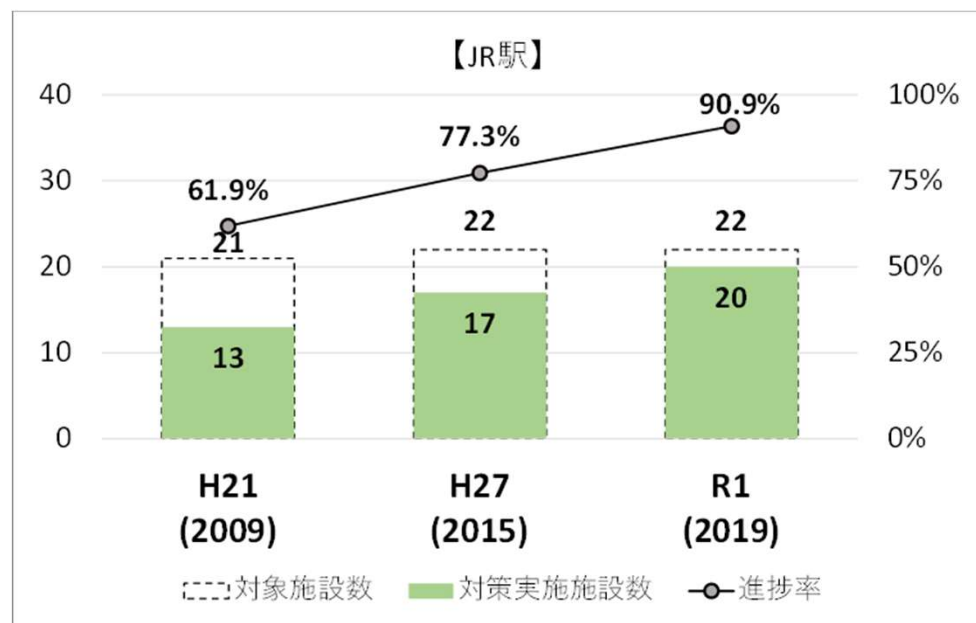


図 JR駅のバリアフリー化状況の推移

第2章 札幌市のバリアフリーに関する現状と課題

2-1 これまでの施設別整備状況

(2) 車両等

- 車両の更新時期などに合わせ、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながらバリアフリー車両を導入。
- 札幌市内の路線バス車両は、令和元年度末で、総車両台数947台のうち403台がノンステップバスに更新。
- UDタクシーは、令和元年度末で594台が導入。

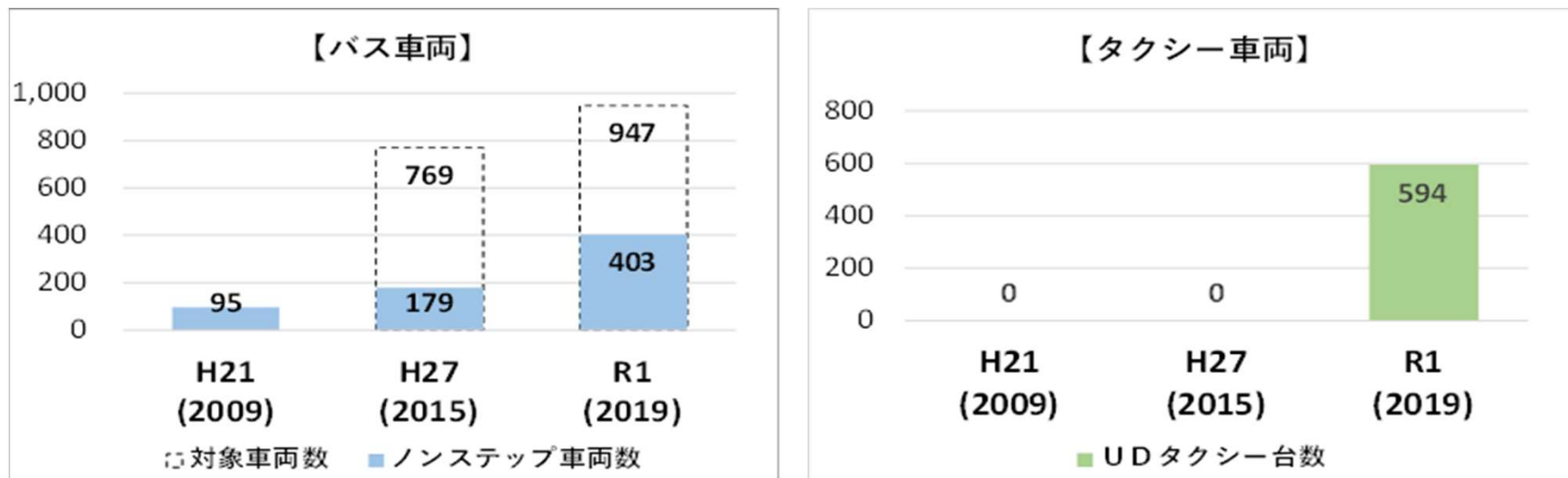


図 ノンステップバス・UDタクシーの台数推移

第2章 札幌市のバリアフリーに関する現状と課題

2-1 これまでの施設別整備状況

(3) 道路

- 重点整備地区内の生活関連経路について、優先度が高い地区の主要な生活関連経路から重点的にバリアフリー整備を推進。
- 令和元年度末で、整備対象延長約263kmのうち211kmでバリアフリー化が完了。

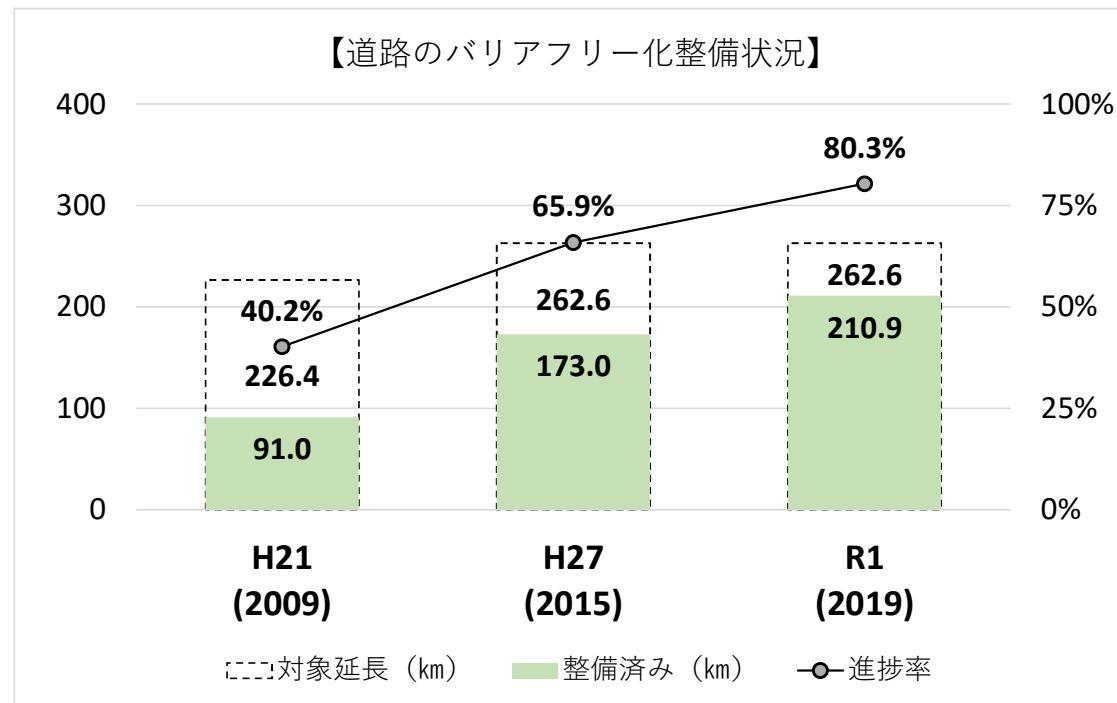


図 道路のバリアフリー化状況の推移

第2章 札幌市のバリアフリーに関する現状と課題

2-1 これまでの施設別整備状況

(4) 信号機等

- 北海道公安委員会では、道路のバリアフリー化の進捗も考慮しながら、主要な生活関連経路にある信号機のバリアフリー化を優先的に実施。（高齢者感应化、視覚障がい者用音響付加装置、歩車分離式信号など）。
- 信号機については、平成27年度に対象の676か所全てでバリアフリー化が完了。



歩車分離式信号、音響式歩行者誘導、待ち時間表示

音響により横断可能な青信号を知らせる
また、青信号までの待ち時間が表示される



歩行者支援信号機

目が不自由な方の白杖などに巻かれている反射テープや専用携帯端末等に反応し、所在地や方向、信号機の状態を音声にて案内することが可能



高齢者等感应式信号機

専用の白色押ボタン
図のボタンを押すか、携帯用発信器を使用することで、歩行者青信号を通常より長くすることが可能

図 信号機の整備事例

第2章 札幌市のバリアフリーに関する現状と課題

2-1 これまでの施設別整備状況

(5) 路外駐車場

- 特定路外駐車場の届出の機会に「バリアフリー法」や「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化に向けた指導・助言。
- 札幌市内の特定路外駐車場（一般公共の用に供される500m²以上の有料駐車場）のうち約9割がバリアフリー化済み。



建物の出入口に近い駐車マス車を車いす使用者用に指定するとともに、乗降の際にドアを開放するためのスペースをハッチ表示で確保している

図 路外駐車場の整備事例

第2章 札幌市のバリアフリーに関する現状と課題

2-1 これまでの施設別整備状況

(6) 都市公園

- 都市公園の新設・再整備などに合わせてバリアフリー化を推進。
- 都市公園を対象に、令和元年度末で、トイレのある747か所のうち269か所、園路のある2,724か所のうち2,160か所、駐車場の69か所のうち42か所でバリアフリー化が完了。

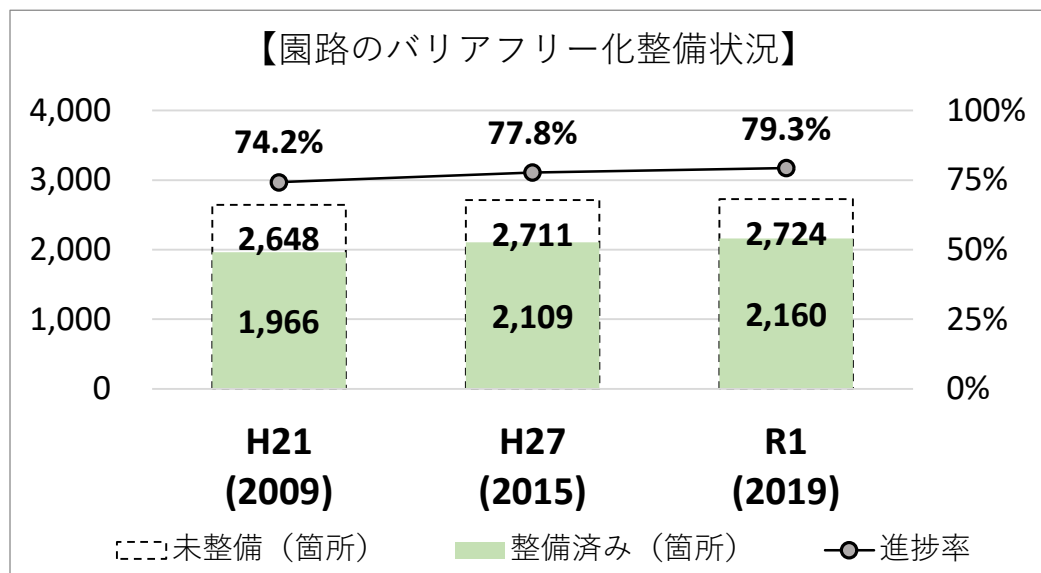


図 園路のバリアフリー化整備状況の推移



図 園路のバリアフリー化整備事例

第2章 札幌市のバリアフリーに関する現状と課題

2-1 これまでの施設別整備状況

(7) 建築物

- 市有建築物は、新築・改築や既存施設の改修などに合わせて、2,000㎡以上の特別特定建築物のバリアフリー整備を推進。
- 令和元年度末で、重点整備地区内の対象市有建築物59棟のうち、視覚障がい者誘導用ブロックの設置や段差解消などの経路における対策を図った施設は29棟、エレベーターを整備した施設は34棟、オストメイト対応型トイレを整備した施設は45棟。
- 民間建築物は、建築確認申請提出前の届出において「バリアフリー法」や「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づく指導・助言を実施。

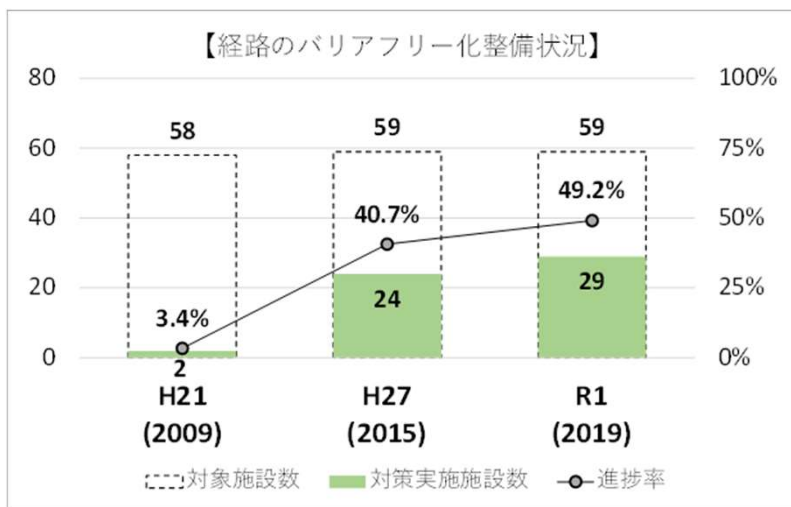


図 市有建築物の経路のバリアフリー化状況の推移

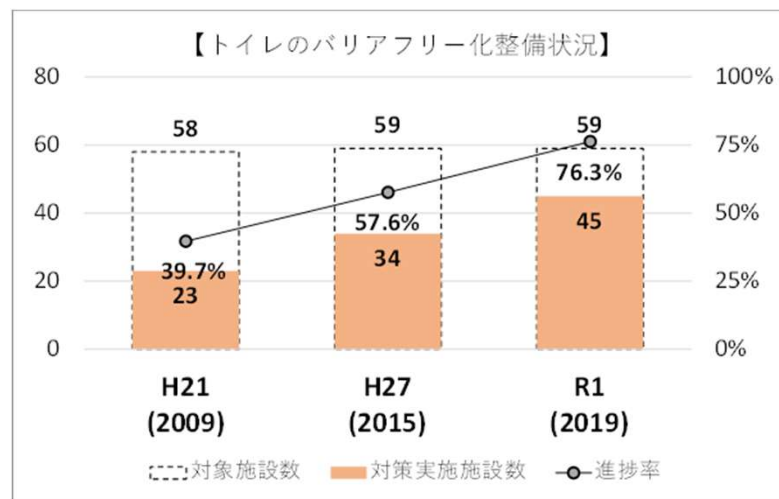


図 市有建築物のトイレのバリアフリー化状況の推移

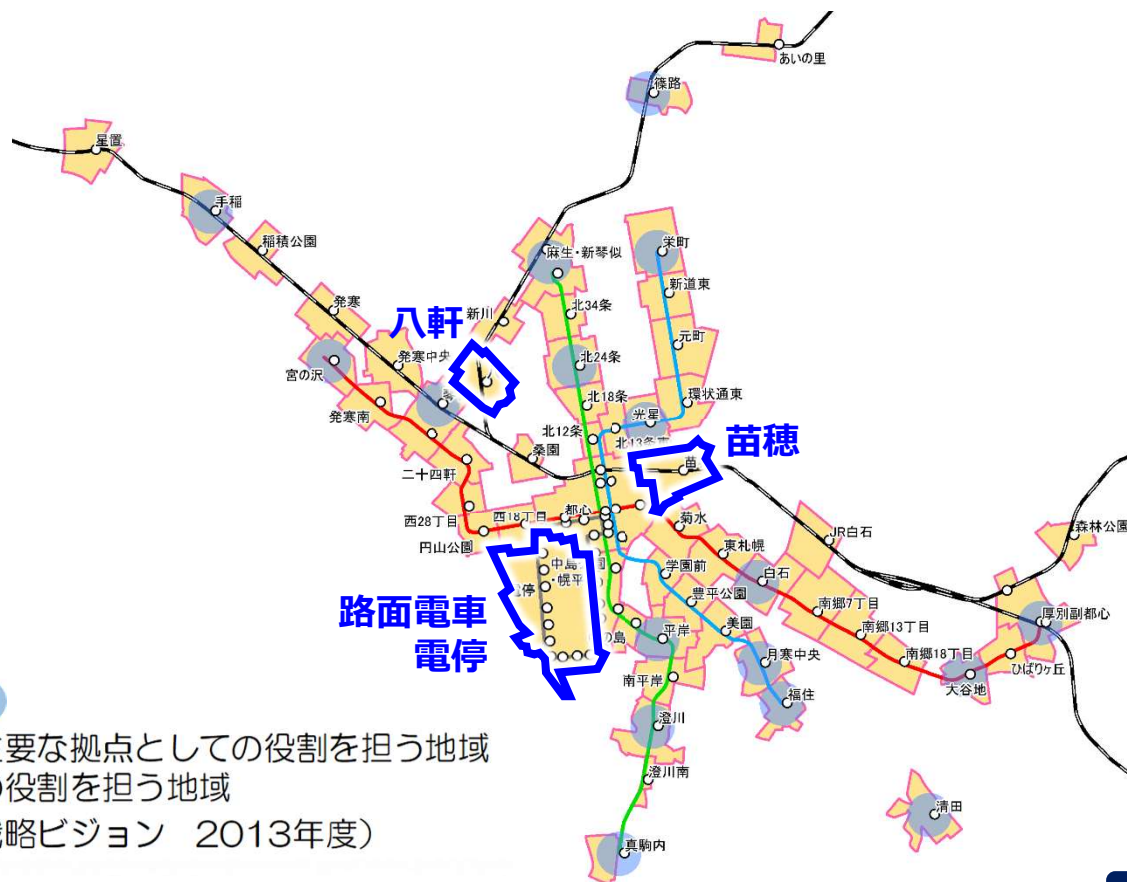
第2章 札幌市のバリアフリーに関する現状と課題

2-2 バリアフリー基本構想の見直し

2-2-3 見直しのポイント

●重点整備地区の追加・拡大

- 旧基本構想※では、一日平均利用者数5,000人以上の旅客施設や、地域交流拠点を中心とした地区を対象に設定。 ※H27に見直した「新・札幌市バリアフリー基本構想」を旧基本構想と記載
- 国の基本方針では、旅客施設のバリアフリー化の目標の対象が一日平均利用者数3,000人以上の施設に設定。
- 立地適正化計画（平成28年3月）や地域の特性を踏まえ、新たに「路面電車電停地区」「八軒地区」を追加し、「苗穂地区」の範囲を拡大。
⇒4-1 重点整備地区の設定
- その他の地区も、生活関連施設の立地状況により、必要に応じて見直し。



※【地域交流拠点】●

地域の生活を支える主要な拠点としての役割を担う地域及び区の拠点としての役割を担う地域

(札幌市まちづくり戦略ビジョン 2013年度)

図 重点整備地区全体図

第2章 札幌市のバリアフリーに関する現状と課題

2-2 バリアフリー基本構想の見直し

2-2-3 見直しのポイント

●生活関連施設の更新・対象範囲の拡大・新たな対象の追加

- 旧基本構想では、バリアフリー法で定められている特別特定建築物を基本として設定

教育施設、医療施設、娯楽施設、文化施設、商業施設、郵便局、宿泊施設、官公署、福祉施設、運動施設、都市公園、避難所、旅客施設が対象

- バリアフリーに関係する国の動向及び札幌市の関連計画などの情勢変化を踏まえ、生活関連施設の対象を追加・拡大。

- ① 区保育・子育て支援センター（愛称・ちあふる）
- ② 大規模な立体駐車場
- ③ 観光施設
- ④ 公立小中学校
 - バリアフリー法の改正により公立小中学校が特別特定建築物となったため、改正の趣旨を踏まえ、生活関連施設に追加。
- ⑤ スーパーマーケット（2,000㎡以上）
 - 旅客施設からの経路延長の対象範囲を、旧基本構想の500mから1km程度までに拡大。

第3章 理念と基本方針

3-1・2 理念と基本方針

- バリアフリー社会を実現するためにはハード・ソフト両面の取組が必要。特に、積雪寒冷地である札幌で冬季のバリアフリーを実現するにはソフト面のバリアフリーがより必要。
- 障がいの種別等、困っているポイントは人それぞれ違うことを踏まえるとともに、誰もが交通手段選択の自由、交通に関する情報へのアクセス権などを含めて、移動に関する権利を持っていることを表現。
- 新たなバリアフリー基本構想では、誰もがお互いに思いやり支えあう未来のまちを目指し、これを理念としてバリアフリーの取組を推進。
- 重点的かつ一体的に、ハード・ソフトの両面から市民の生活環境のバリアフリー化を着実に推進することを目的として、重点整備地区の移動等円滑化の基本方針を設定。

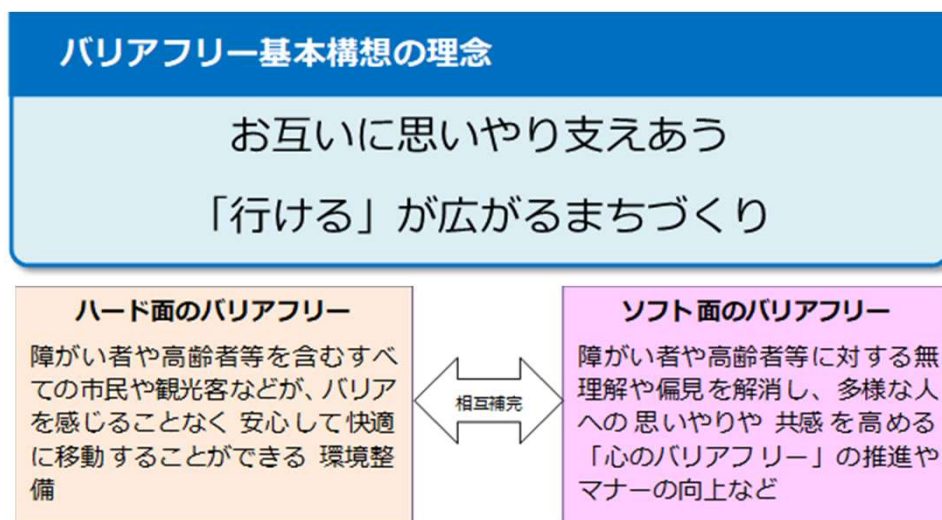


図 基本理念のイメージ

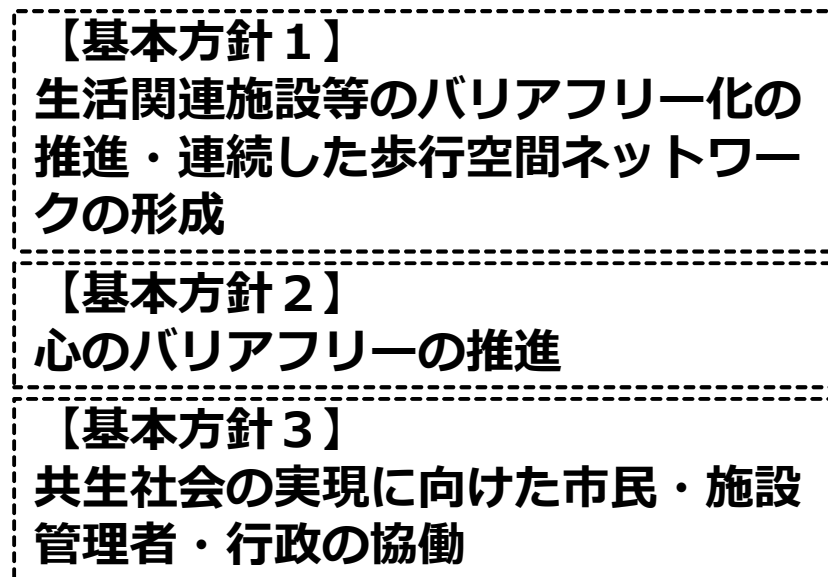


図 基本方針

第4章 重点整備地区と整備の進め方

4-2 生活関連施設及び生活関連経路の設定



図 生活関連施設及び経路の設定イメージ

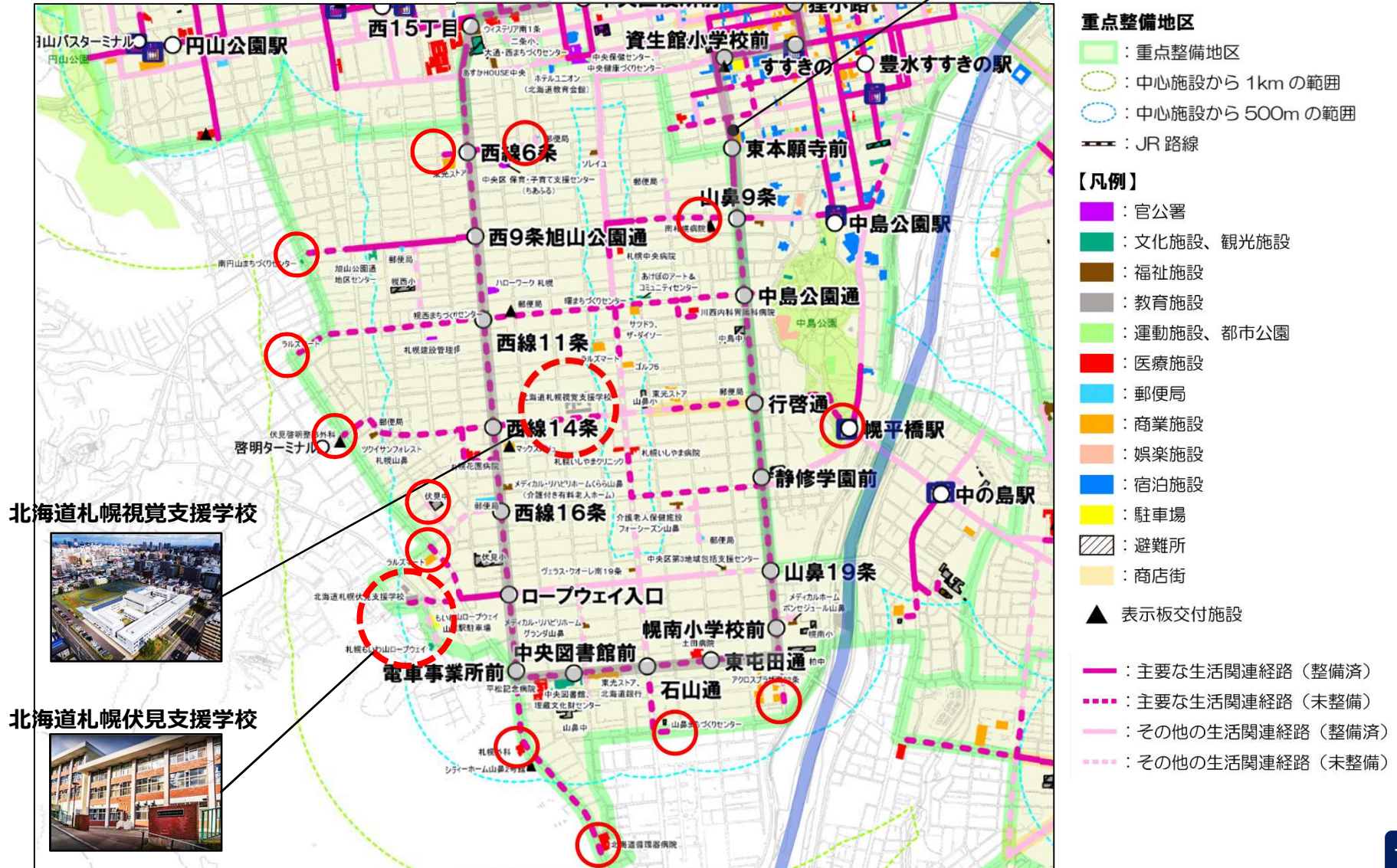
第4章 重点整備地区と整備の進め方

4-3 重点整備地区及び生活関連経路の状況

西7丁目通 拡幅状況



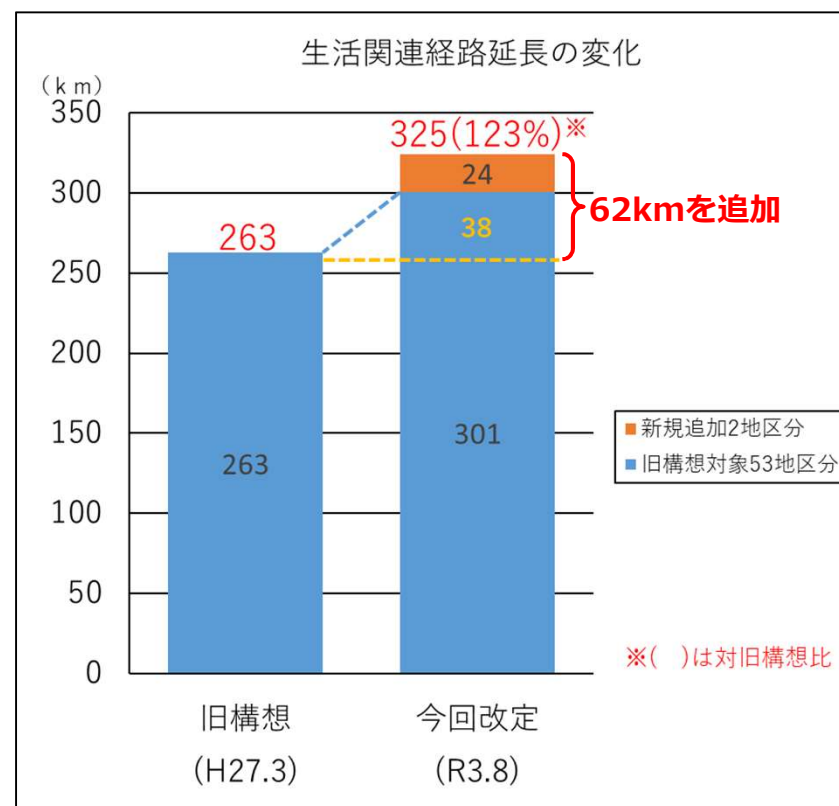
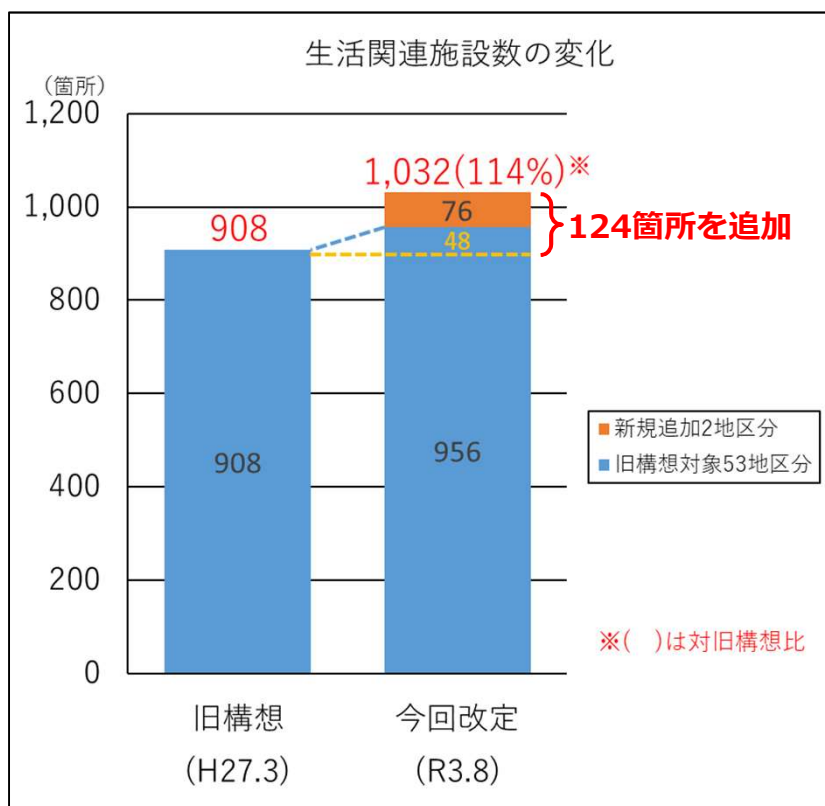
【新規追加地区】路面電車電停地区（中央区）



第4章 重点整備地区と整備の進め方

4-2 生活関連施設及び生活関連経路の設定

- 生活関連施設は、124箇所を追加し114%増となった（908箇所⇒1,032箇所）
- 今回の改定で追加した主な施設
 - 区保育・子育て支援センター（ちあふる）：8箇所
 - 公立小中学校：76校
 - スーパーマーケット：24店舗 など
- 生活関連経路は、62kmを追加し約123%増となった（263km⇒325km）



第4章 重点整備地区と整備の進め方

4-4 各施設等の整備の考え方

4-4-1 整備の考え方

(1) 旅客施設

【地下鉄】

- エレベーター等の設置により、バリアフリールートの変更の充実を図る
- 一般旅客用トイレの洋式化、オストメイト用設備等のバリアフリー機能分散など（3駅/年程度）
- 案内標識等の多言語化（4か国5言語）、ピクトグラム（JIS）の統一
- ホーム案内放送設備を男女別の音声案内に改修
- 南北線・東西線の案内表示器をカラーユニバーサルデザイン（CUD）認証のフルカラーLED表示器へ更新

【JR駅】

- 段差解消（篠路駅、上野幌駅、発寒中央駅）の検討

【路面電車停留場】

- 道路拡幅事業に併せた乗降場幅の拡幅、乗降場の嵩上げ・スロープ設置

【バスターミナル】

- トイレのバリアフリー化（円山、北24条）の検討



図 路面電車停留場のバリアフリー化（西15丁目停留場）

第4章 重点整備地区と整備の進め方

4-4 各施設等の整備の考え方

4-4-1 整備の考え方

(2) 車両等

- 車両更新時期などに合わせ、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながら、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる環境づくりを推進。

【JR・地下鉄・路面電車】

- 車両の老朽化に合わせた計画的な更新等により、バリアフリー化された車両を導入。
- 地下鉄南北線・東西線の車内表示器及び正面行先表示器をカラーユニバーサルデザイン（CUD）認証のフルカラーLED表示器へ更新

【バス・タクシー】

- 補助金の活用など行政の協力を得ながら、バリアフリー化された車両を導入。

【行政】

- 各事業者と協力しながら、バリアフリー化された車両を導入。



図 車両のバリアフリー化

第4章 重点整備地区と整備の進め方

4-4 各施設等の整備の考え方

4-4-1 整備の考え方

(3) 道路

- 地域交流拠点に該当する地区や、旅客施設の乗降客数が特に多い地区の「主要な生活関連経路」からバリアフリー整備を推進。
- 道路拡幅や無電柱化、大規模な舗装補修など、他事業の実施予定がある場合には、同時にバリアフリー整備を行うなど、施工年次を適宜調整。



図 道路のバリアフリー化

第4章 重点整備地区と整備の進め方

4-4 各施設等の整備の考え方

4-4-1 整備の考え方

(3) 道路

【狭幅員道路・非優先道路の対応】

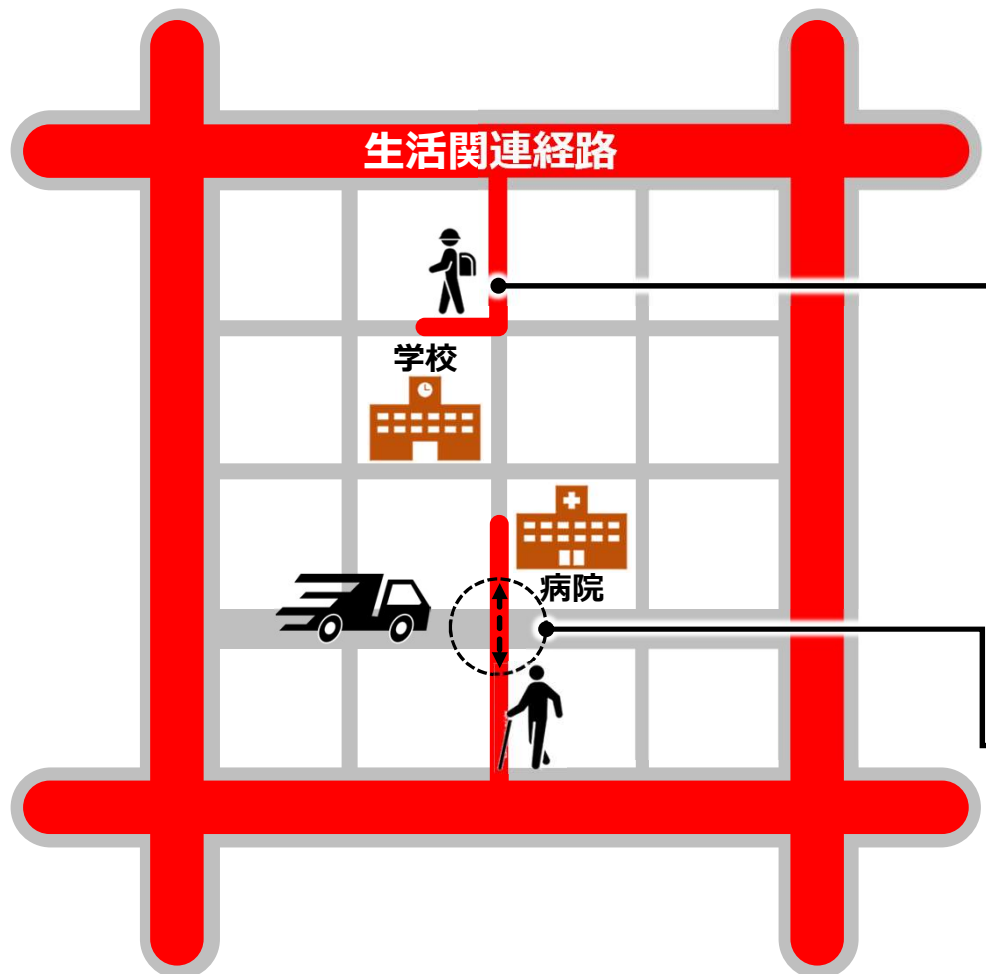


図 狭幅員道路・非優先道路のイメージ図

【狭幅員道路の対応】

- 可能な範囲でバリアフリー化を目指した整備を行う
- 横断部段差解消、舗装面の改良、点字ブロックなど



【非優先道路（交差点）の対応】

- 横断歩道や停止線の設置を検討
- 路面標示（交差点のカラー化、減速マーク等）の設置検討
- ドライバー・歩行者への注意喚起看板の設置など

交差点のカラー化
・減速マークの例



第4章 重点整備地区と整備の進め方

4-4 各施設等の整備の考え方

4-4-1 整備の考え方

(4) 信号機等

- 主要な生活関連経路に設置されている全ての信号機について、2025年度までに音響機能や障がい者が安全に横断するための青時間を確保する機能、青信号の経過時間を表示する機能等を有するもの又は歩車分離式に更新。

(5) 路外駐車場

【行政】

- 特定路外駐車場の届出の機会に、駐車場管理者へ協力を要請。

【民間事業者】

- 障がい者等用駐車場の設置など。



図 利用者と事業者に向けた啓発チラシ

(6) 都市公園

- 都市公園全体の特定公園施設のうち、園路・広場、駐車場、トイレのバリアフリー化を目指す。
- 主要公園のうち、特に観光客の多いトイレのバリアフリー化100%を目指す。

2025年（中間目標）	2030年（目標）
<園路・広場> バリアフリー化適合率81%	<園路・広場> バリアフリー化適合率82%
<駐車場> バリアフリー化適合率65%	<駐車場> バリアフリー化適合率72%
<トイレ（棟数ベース）> バリアフリー化適合率42%	<トイレ（棟数ベース）> バリアフリー化適合率51%

表 都市公園の目標

第4章 重点整備地区と整備の進め方

4-4 各施設等の整備の考え方

4-4-1 整備の考え方

(7) 建築物

【市有施設】

- 既存の2,000㎡以上の特別特定建築物については、建築物の特性、利用実態、施工性及び費用等を総合的に検討し整備を推進。
- 2,000㎡未満の特別特定建築物についても、これに準じて検討。
- 学校施設については、段差解消や避難所となる学校への多目的トイレの設置、要配慮児童生徒等が在籍する学校へのエレベーター設置について、令和7年度末までの重点的な整備を検討。

【民間建築物】

- 札幌市福祉のまちづくり条例に定める事前協議において、整備基準に満たない民間公共的施設への助言・指導を行うほか、財政的支援や一定の要件を満たす建築物への表示板の交付等の取組を推進。
- より効果的にバリアフリー化を進めるための促進策などについて検討を実施。

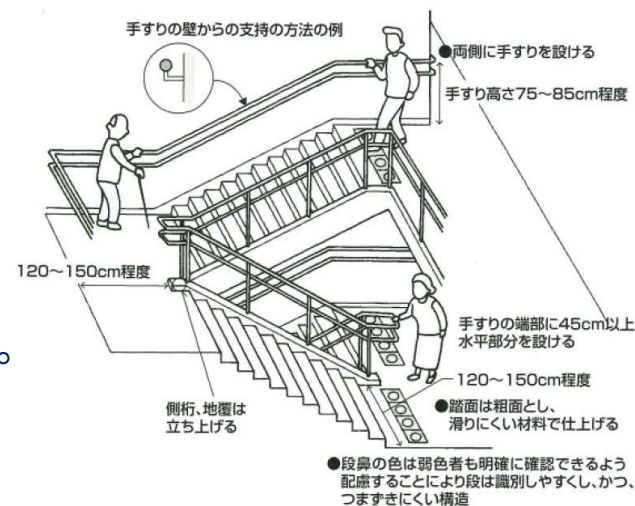


図 階段の整備基準の事例
(「施設整備マニュアル(改訂版)」より)

第4章 重点整備地区と整備の進め方

4-4 各施設等の整備の考え方

4-4-2 整備に係る留意事項等

(1) 施設管理者間の連携による推進

- 連続性が確保されたバリアフリー化を達成するためにも、今後も引き続き、施設管理者間で整備時期や内容等について十分に調整・整合を行った上で、連携を図りながら事業を推進。

(2) 道路等の重点整備地区以外の整備

- 重点整備地区以外の整備においても、バリアフリーの視点を持つことが重要であり、道路等の新設や改修のタイミングに合わせ、可能な限りバリアフリー化に取り組む。

(3) 障がいのある方等からの意見聴取

- 安心して移動し、施設等を利用することができるよう、バリアフリー整備を行う際には、障がいのある方や高齢者等の意見を反映するよう努める。

(4) 冬期における取組

- 歩道除雪やつるつる路面对策、断熱マンホール蓋の設置などを実施し、引き続き道路管理者としてできる限りの取組を継続。



図 歩道除雪後の状況

第4章 重点整備地区と整備の進め方

4-5 ソフト施策によるバリアフリーの充実

(1) 教育啓発特定事業 (2) その他の事業

【教育啓発特定事業】

- 児童、生徒、学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動に関する事業
- 住民その他の関係者の理解の増進又は協力の確保のために必要な啓発活動に関する事業

事業名【実施主体】

- 市民や企業向け研修を実施する「心のバリアフリー推進事業」【保健福祉局】
- ヘルプマークやヘルプカードの配布・周知啓発、フォーラムや職場研修を行う「共生社会環境づくり事業」【保健福祉局】
- 学校や地域の団体等を対象とした「出前講座」【まちづくり政策局・保健福祉局】
- 「障がい当事者の講師派遣」を行い、障がい者が講義・ディスカッションする機会の拡充や、理解の促進を図る【保健福祉局】
- 障がい特性に応じたコミュニケーション手段などについて周知啓発を行う「障がい者コミュニケーション促進事業」【保健福祉局】
- 心のバリアフリーに関する「ガイドブックの配布」【保健福祉局】
- 3年に1度、全駅職員を対象に行う「バリアフリー研修」【交通局】

【その他の事業】

- ①心のバリアフリー推進、②適切な情報提供、③マナーの向上に係る様々な取組を実施。

第5章 バリアフリー化の推進に向けた取組

5-1 ユニバーサル社会に向けた取組の方向性

ユニバーサル社会の実現に向け、

- ユニバーサル社会に向けた取組の方向性
- ユニバーサルデザインの普及啓発について記載

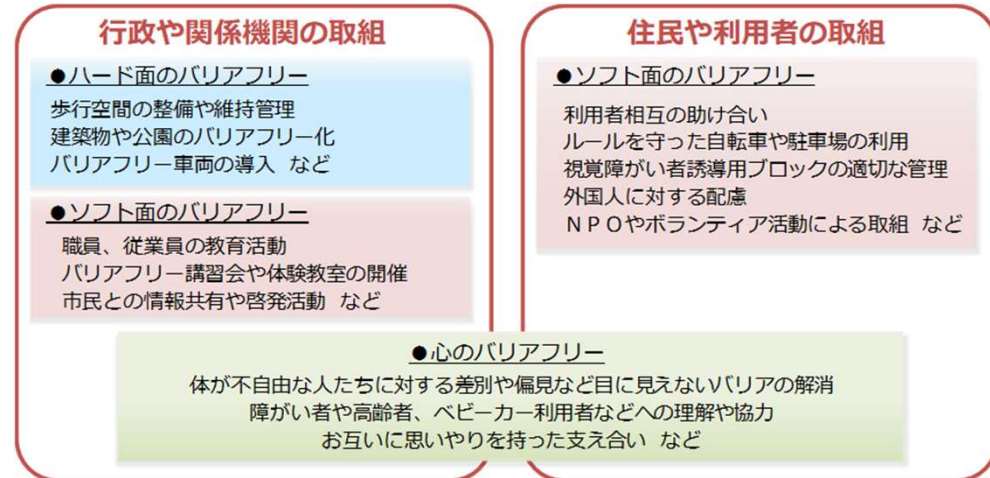


図 ユニバーサル社会実現のイメージ

5-2 冬季オリンピック・パラリンピック招致との連携

- 冬季オリンピック・パラリンピックの招致と連携し、ハード・ソフト両面からバリアフリー化を推進

5-3 スパイラルアップ

- 具体的な施策などを当事者参加の下で検証し、段階的かつ継続的な発展を図る
- 概ね5年ごとに、事業の実施状況の調査や分析・評価を実施

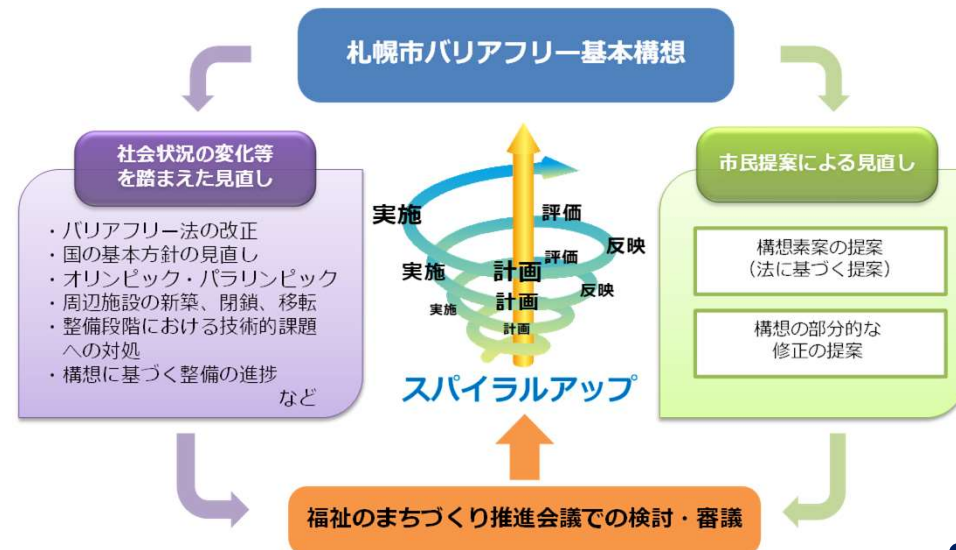


図 スパイラルアップのイメージ